

条例第 18 条第 2 項の見直しについて

(規制基準の設定)

第18条 特定施設を設置する工場等の設置者が遵守すべき基準（以下「規制基準」という。）は、次の各号に掲げる区分に従い規則で定める。

(1) ばい煙発生施設、汚水等排出施設、騒音発生施設および悪臭発生施設を設置する工場等から発生し、もしくは排出するばい煙、汚水等、騒音または悪臭の量、濃度または大きさに関する許容限度

(2) 粉じん発生施設に係る構造ならびに使用および管理に関する基準

2 市長は、前項各号に掲げる規制基準を定めようとするときは、函館市環境審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、または廃止しようとするときも、同様とする。

1 公害関係法令に規定する規制基準

公害関係法令に規定する規制基準は、国民の健康に直接関わることから、環境基本法に基づき国が設置する中央環境審議会において科学的知見に基づき調査審議を行ったうえで、必要な改正がなされているものであります。

2 函館市公害防止条例の規制基準

条例では、規制対象となる施設の設置者が遵守すべき基準（規制基準）を第18条第1項各号に区分し、その内容を規則で定めていますが、規則施行後、昭和50年10月にPCB（ポリ塩化ビフェニル）を追加する改正を行った以降、改正が行われていないため、公害関係法令の規制基準と隔たりが生じている状況にあります。

このため、公害関係法令に規定する規制基準と同一に改めることを、第2回函館市公害防止条例改正検討委員会において審議し、了承を得られたところであります。

3 条例第18条第2項の見直し案

市において規制基準の改正に当たっては、条例第18条第2項の規定に基づき、函館市環境審議会の意見を聴かなければならないとされておりますが、公害関係法令に規定する規制基準は科学的知見に基づく全国一律のものであり、市域内の大気や水質の状況を考慮すると、市として独自の規制基準を設ける状況にはないことから、

市の規制基準を公害関係法令に規定する規制基準と同一のものとする場合は、函館市環境審議会から意見聴取をすることなく規制基準を改正するよう、条例第18条第2項の規定を改めることとする。

この場合において、規制基準の改正後、直近の函館市環境審議会へ改正内容を報告したいと考えております。

なお、市域内の大気や水質の状況が悪化し、公害関係法令に規定する規制基準以外の化学物質を規制する必要性が生じたり、市独自の規制基準を定めるなどの場合には、函館市環境審議会から意見を聴取したうえで規制基準を改正するものであります。